

## 用語解説

行	用語	解説
あ行	ICT	情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービス。
	アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭が学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。
	アプローチ	対象となるものに近づくこと。働きかけること。
	NPO	民間非営利組織といわれるもので、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等の営利を目的としない団体を指す。
	SNS	個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。
	SDGs	2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2030年を期限とする17の国際目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲット。
	エリア	区域、地域、範囲のこと。
か行	希薄・希薄化	個人と周囲の人との関係やつながりがなくなる、あるいは少なくなること。
	虐待	力の強い者が抵抗する力がないか極めて弱い者に対して、身体的あるいは精神的な攻撃を加えること。虐待の種類には身体的、精神的、性的、経済的、また育児や介護の放棄がある。
	協働	行政と民間団体、ボランティア団体、地域等の複数の主体が、何らかの目標を共有し、対等の立場で共に力を合わせて活動すること。
	ケース	個々の事例、場合のこと。
	権利擁護	自己の権利や援助を表明することが困難な状態にある人に代わり、援助者が代理としてその権利獲得を行うこと。例えば、認知症の高齢者や知的障害者等の財産管理や福祉サービスを受ける権利を守ること等。
	交通弱者	日本では二つの意味があるが、計画の中での交通弱者は高齢、病気、障害等の理由や、公共交通機関の路線から遠隔地域に居住し、これらを利用することが難しい方達のこと。

行	用語	解説
	コーディネーター	物事が円滑に行われるように調整し、まとめる役の人。人と人、人とサービスや資源を適切に結びつける調整役。
	コミュニティ	居住地域を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。生産、風習、習慣等に結び付きがあり、共通の価値観を所有している点が特徴である。
	サポーター	地域や人を支える人。支援者、応援者。
さ行	産前産後サポートステーション	妊娠期から子育て期にわたるまでの総合相談支援を行うところ（子育て包括支援センター）で、長門市保健センター内に相談窓口が設置されている。
	市民協働	市民、市民活動団体、事業者、自治会等及び市が相互に相手の特性を理解及び尊重し、共通の目的に向かい、責任及び役割分担を明確にし、ともに取り組むこと。
	社会福祉法	日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律のこと。
	生涯学習	人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習のこと。
	スキル	手腕。技量。また、訓練を通じて身に付けた能力のこと。
	セーフティネット	安全網、安全策。網の目のように救済策を張ることで、安全や安心を提供するための仕組みや社会保障のことを表す。
	成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症等の理由で、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、これらの人を不利益から守る制度。
た行	タブレット	平板状の外形を備えタッチパネル式等の表示・入力部を持った携帯可能なパソコンのこと。
	地域資源	特定の地域に存在する特徴的なもので活用可能な物の総称。自然資源だけでなく、人的なものや文化的なもの等も含まれる。
	地域包括ケアシステム	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みを構築することで、医療と介護の連携、在宅と施設の連携、支援困難事例への対応等を強化し、利用者一人ひとりについて、多職種が連携し、様々なサービスや資源を活用しながら、継続的にフォローアップしていく包括的・継続的なケアマネジメントを地域において確立するためのシステム。
	地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待の防止、介護予防等を総合的に行う機関、各市町に設置される。

行	用語	解説
	地域見守り活動「まめかいねネットワーク」事業	事業所等と市が協定を締結し、協力事業者が通常業務の中で高齢者等の見守りを行い、異変を察知した場合は、行政や消防、警察等へ通報し、連絡を受けた行政等が必要な支援を行うもの。
	デイサービスセンター	日帰りで施設に通い、食事や入浴等日常生活上の介護や機能訓練等を受けることのできるサービス。
	DV（ドメスティックバイオレンス）	広い意味で、家庭内弱者（女性・子ども・高齢者・障害者等）への虐待や暴力のこと。一般的には夫婦や恋人等親密な間柄にあるパートナー間における身体的・精神的・性的な暴力のこと。
な行	ニーズ	求め。要求。需要。必要。
	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯、また、知的障害を持つ方の中で、判断能力が不十分で、自立した生活に不安がある方に対して、本人と市社協が契約を結び、サービスを提供するもの。
	認知症	後天的な脳の障害によって認知機能が低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態。
	ネットワーク	一般的には、網目状の構造とその機能を意味するが、社会福祉の領域では人間関係や各種機関のつながりの意味で用いられることが多い。 地域における住民同士の複数の関係のつながり（情報や感情の交流）等を指すものとして使われている。
	ノーマライゼーション	障害者や高齢者等社会的に不利な人々を特別に区分しないのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。
は行	8050問題	従来から指摘されてきた「ひきこもり」の長期化、高齢化により、親が80代、子が50代を迎えたまま地域から孤立し、生活に行き詰まるといった地域課題。
	パブリックコメント	市の基本的な政策等の策定にあたり、広く市民に必要な内容等を公表し、市民等からの意見及び提案等を受け、提出された意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きのこと。
	バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多い。また、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。
	ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。
	ビジョン	将来のある時点でどのような発展を遂げていたか、成長していたいか等の構想や未来像。またそれらを文章等で描いたもの。
	避難行動要支援者支援制度	大規模な災害が発生したときに、自力での避難が難しい障害者や高齢者等（避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導を迅速に行えるよう、日頃から避難支援者（自治会、民生委員・児童委員等）へ名簿を渡し、災害時に備えるとともに、日頃からの声かけ、見守り、避難訓練等に活用してもらう制度。

行	用語	解説
	ファミリーサポートセンター	「育児を応援してほしい人」と「育児を応援したい人」がセンターを橋渡しにして、会員同士が子どもの一時預かりや保育施設までの送迎等を有料で応援し合う制度。
	福祉員	各自治会から選出され、地域住民や民生委員・児童委員と協力し、地域の見守りや福祉課題の解決に向けた活動を行う。
	福祉避難所	災害が発生した時に、高齢者や障害者、妊婦等一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。
	フリースペース	目的にとらわれない自由な空間。福祉団体や組織が運営する、不登校等の子どもや引きこもりの方等のための受け皿となる施設。
	ふれあい・いきいきサロン	高齢者の閉じこもり防止や、介護予防を目的として、自治会単位等で「出会いの場づくり」を地域のボランティア等により開催している。
	ボランティア	自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動等の社会的活動に参加すること。
	ボランティアセンター	ボランティアの活動拠点であり、市社会福祉協議会において、ボランティアの紹介、斡旋、養成研修等が実施されている。
ま行	民生委員・児童委員	民生委員法や児童福祉法を根拠に、厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員。常に住民の立場に立って相談に応じ、かつ、必要な援助を行う存在と規定され、職務の遂行にあたっては、相談や支援にあたる方の秘密を守ることとされている。
や行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども。
	ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無等にかかわらず利用することができる施設、製品、情報の設計（デザイン）をいう。
	要介護認定	介護保険の給付を受けようとする被保険者が給付要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定。
	要支援者	要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。
	要配慮者	平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する人のこと。
ら行	リアルタイム	実時間、同時刻、即時。
	老老介護	家庭の事情などにより65歳以上の高齢者が、高齢者の介護をせざるをえない状況のこと。